

経営事項審査の基準の改正に伴う再審査申請のお知らせ

令和5年1月1日に経営事項審査の基準が改正されます。そのため、この改正前に経営事項審査の結果を受けた方は、再審査の申請をすることができます。

改正点については、岐阜県ホームページ「経営事項審査の広場」でご確認ください。
(http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_8767.html)

なお、再審査の申請は、これを義務づけるものではありません。

1 再審査を受けることができる方

令和4年12月31日以前に経営事項審査を受けた方で、再審査を受けようとする日に有効な経審結果を持つ方

2 再審査の受付日程

令和5年1月1日から令和5年4月30日までの間で指定する審査日

※「経営事項審査の広場」の「令和4年度経営事項審査日程表」参照

※岐阜県内に本店を有する国土交通大臣許可業者の方は、中部地方整備局へご確認ください。

3 再審査申請の申込方法

往復はがきに朱書きにて「再審査」と記入のうえ、申請者の主たる営業所を管轄する土木事務所へ送付してください。

4 手数料

無料

5 提出書類

(1) 経営事項審査申請書

ア 経営事項審査再審査申請書(様式第25号の14)

イ 別紙三 その他の審査項目(社会性等)

※別紙の記載例を参考にしてください。

(2) 有効期限のある旧基準の経営事項審査結果通知書の写し

(3) 今回の改正に係る確認書類(該当するものについて提出)

・えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定を証明する書面の写し及び厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し

・建設機械の保有状況一覧表、売買契約書等の写し及び審査基準日において有効な特定自主検査記録表又は自動車検査証

・エコアクション21・ISO取得状況一覧表及びエコアクション21の認証を証明する書面の写し

6 再審査の申請書記載の留意事項(別紙記載例参照)

(1) 申請書の不要な部分を消去すること。(申請書の表題部分の「経営規模等評価申請書」の部分及び「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の部分を二重線で消去する。)

(2) 項番 04「審査基準日」の欄は、再審査の申請を行う経営事項審査の結果通知書に記載されている審査基準日を記載すること。

(3) 項番 05「申請等の区分」は「4」(経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求)もしくは「5」(経営規模等評価の再審査の申立)を記載すること。

※ただし、「5」を選択した場合は改正後の総合評定値は得られません。

(4) 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結果通知書の通知年月日を記載すること。

(5) 「再審査を求める事項」欄に「令和5年1月1日施行の改正に係る事項」と記載し、「再審査を求める理由」欄には、「制度改正のため」と記載すること。

7 その他の注意事項

- (1)再審査の結果通知書は、審査日の翌月下旬発行します。
- (2)旧結果通知書の回収は行いません。
- (3)令和5年1月1日以降に通常の経営事項審査の申請をされる方は、新基準により結果を通知しますので、再審査の申請の必要はありません。
- (4)今回の改正に係る項目以外は、当初の申請内容と異なる内容を記載することはできません。
- (5)入札参加資格申請で再審査の結果(新基準による結果)が必要になるかについては、入札参加資格の申請先となる国及び各地方自治体等に確認してください。
※岐阜県発注工事においては、再審査を受けた場合、新基準による「総合点数」が採用されるため、旧基準による「総合点数」は採用されなくなりますので、ご注意下さい。
- (6)受付期間経過後は、再審査の申請はできません。
- (7)経営状況分析に係る改正はありませんでしたので、再審査のために改めて登録経営状況分析機関に申請をしていただく必要はありません。

■問い合わせ先■
岐阜県県土整備部技術検査課
建設業係
電話 058-272-8504(ダイヤルイン)